「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度において取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区	1922	ダム水路主任技術者の選任要件の緩和	ダム水路主任技術者の選任要件の一部改正について現在パブリックコメントを募集しているところであるが、改正案においては「土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用用排水施設(ダムを除く。)に設置されるもの(当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。)」を追加する予定である。 改正案のとおり改正されても、当該土地改良事業を施行する者以外は従前通りダム水路主任技術者を選任しなければならないため「当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。」という条件を削除願いたい。 この緩和措置により、本総合特区で進めようとしている民間事業者による農業用排水施設を活用した小水力発電事業の採算性の向上が図られ事業が促進される。	土地改良事業を施行する者以外が農業用用排水路で発電事業を実施しようとする場合、河川法に基づく水利使用登録申請において従属元水利使用者の同意が必要となり、また土地改良法に基づき施設管理者の同意も必要となる。このため、土地改良事業を施行する者以外が行う発電事業であっても、土地改良事業を施行する者が適切に管理する農業用用排水路で発電するものであり、発電事業者への管理指導も行うことができる。 また、本総合特区においては新たな導水路や圧力管を設置せず、既設の農業用用排水路の落差に発電施設を設置するものである。 更に、水道法、下水道法、工業用水道事業法に規定される施設での水力発電施設の場合発電事業者に関わらずダム水路主任技術者の選任が不要となっている。 これらのことから、農業用用排水路についても選任不要と緩和願いたい。	1回目	経済産業省	電力安全課	電気事業法施行規則等	D、F、Z	－	－	一定の規模以上等の条件の水力発電設備については、水路等の保安管理のため、ダム水路主任技術者を選任しなければならないこととしている。	（F）対面協議時に新たにいただいた「土地改良区が管理する水路内で水力発電所を設置し、水力発電事業を行うことについて、土地改良区等から了解を得て、土地改良区と契約を締結した水力発電を行う事業者が、自ら電気事業法上の設置者となった場合についてもダム水路主任技術者の選任等を不要として欲しい」というご要望については、土地改良法を所管している農水省との協議（土地改良法上の手続の確認等）や電気事業法上の保安確保に支障が生じないかの確認が必要であるため、さらなる検討が必要。 （Z）また、本特区において、このような特例が認められるか否かについては、本特区内での土地改良区と水力発電事業者との間で行われれている水路管理に関する契約内容や技術的要素を確認する必要があるため、今後必要に応じ、当方に対する情報提供にご協力いただきたい。 （D）なお、平成26年3月に実施した規制緩和（土地改良法の適用される農業用用水路に設置される小規模水力発電設備については、ダム水路主任技術者の選任等を不要とした）により、土地改良事業を施行する者が設置し水力発電を行う事業者と管理委託契約等を締結することによる対応は可能と考えられる。当該規制緩和の対象となるか否かについては詳細な事業計画次第であるため、今後事業内容（当該農業用用水路を管理する土地改良区等との契約内容等）についてはご相談いただきたい。	a	本特区において実施予定の用水路の流水を阻害しないこととして設計された発電施設については、技術的要素等についての情報を提供しますので、特例が認められるか否かについて、速やかな検討をお願いしたい。	自治体の提案について、経済産業省は検討するとしており自治体も了承したことから協議を終了し、今後、自治体は経済産業省に発電施設の技術的要素等についての情報提供を行い、引き続き協議を行うこと。	ⅳ
					2回目												